

20陳情 第35号	民設民営福祉施設の運営事業者の再検証及び指導・監督の徹底を求める 陳情
付託委員会	福祉健康委員会
受理及び付託 年 月 日	平成20年9月30日受理、平成20年10月2日付託
陳 情 者	新宿区矢来町_____

## ( 要 旨 )

1. (仮称)矢来町特別養護老人ホームの事業者である三篠会の近隣住民対応には、普通の常識では信じられないような極めて不誠実な行為があり、法人としての姿勢・体質に大いに疑問を感じます。都と区が事業者に対し多額の補助金(区民の税金)を交付することもふまえ、この事業者が今後50年間新宿区の福祉行政の重要な一端を担う施設の運営事業者として本当にふさわしいか、区議会の責任において、区民の代表者として厳しく再検証してください。

また、「区民を守る」ため、行政が事なかれ主義に陥ることなく、民設民営の福祉施設の事業者に対する厳しい指導・監督ができる体制を確立してください。

## ( 理 由 )

三篠会の近隣住民対応の実態は、別添参考資料に事実関係を示したとおりで、法人幹部による脅しめがいの言動、住民説明図面の偽装、協議の議事録の改ざん等、悪徳業者並みの信じがたい行為の連続でした。近隣住民との間のごく一般的な協議の中で、事業者によりこのような卑劣な手段による説得工作が行われたことは誠に心外です。新宿区長に対しては7・8月と2回にわたり要望書を提出して実態を詳細に伝え、善処を求めました。その後区職員も立会い、事業者の行為について事実確認しましたが、結局口頭注意で済ませてしまったために、その体質は今も改善されず、9月に入ってもなお協議の議事録の改ざんが繰り返されるなど、私たちの不信感がつのるばかりです。

新宿区福祉部は「予定通り特養ホームを開設するというノルマ」を達成することしか眼中になく、かつ自らの事業者選定の正当性を否定されたくない様子で、むしろ三篠会を擁護する姿勢に終始しています。確かに施設開設を遅らせないことは大切ですが、福祉をめぐるさまざまな事件が発生している昨今です。早い段階で立ち止まって実態を正確に把握し、事業者の姿勢を改めさせないと、将来取り返しのつかない事態になりかねません。文京区の福祉施設における去年の不正事件は、決して他人事ではありません。施設整備の段階でこうした不誠実な行為を繰り返し、近隣のあちこちから反発を買っている三篠会に対し、区民の代表たる区議会が厳しい眼でチェックされるよう望みます。

この一件に限らず、民設民営の福祉施設の事業者に対する行政の指導・監督体制が非常に甘いと感じます。区民からの苦情に対し、職員が「相手が民間だから」という理由で逃

げ腰になったり、時には事業者を必死に擁護しているかのような印象さえ受けることもあります。民設民営施設は、施設により大きな格差がありますが、その運営が野放しになることのないよう厳しい指導・監督体制が必要だと思えます。